

222 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験施行期  
日に付通知案 (明治)二十年十月十三日

(欄外注記1)

廿年十月十三日

教頭 (穂積陳重) ㊦

書記 (川上博愛) ㊦

通知案

私立法律学校特別監督条規第七条ニ拠リ本月十九日〔午後一  
時〕迄凡一週間内ニ於テ毎日午後一時迄優等生試験施行候条此  
旨予メ及御通知候也

但試験手續等之義ハ追而可及御報道候也

明治廿年十月

私立法律学校監督委員長 穂積陳重

五校宛各通

(欄外注記1)

「月 日送達済」

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、㊦